

島根県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.2E-3	1.4E-1	7.4E+0	7.5
64	エトフェンプロックス	8.9E+0	5.5E+0	8.6E+0	6.5E+0	29.6
117	テブコナゾール				9.2E-1	0.9
139	トラロメトリン			1.4E+0	6.0E-1	2.0
140	フェンプロパトリン			1.1E+0		1.1
153	テトラメトリン	8.1E+1	6.8E+0	8.4E+1	3.0E-2	171.6
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	1.5E+2			330.9
225	トリクロルホン		5.5E+0			5.5
251	フェニトロチオン		1.1E+2	1.3E+0		109.0
252	フェンチオン	2.0E+0	4.3E+1	2.0E+0		47.1
256	デカン酸				7.3E-1	0.7
350	ペルメトリン	1.8E+1	3.2E+1	1.2E+1	1.7E+1	78.1
405	ほう素化合物		8.6E-2	2.0E+1	6.1E-1	21.0
427	カルバリル			6.7E+1		66.8
428	フェノプカルブ			6.8E+0	4.4E+1	50.5
457	ジクロルボス	3.4E+1	4.9E+2			519.7
合 計		3.2E+2	8.4E+2	2.0E+2	7.7E+1	1441.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等